

## 第2回和歌山県景観条例等検討委員会 議事録

日時：平成19年7月30日（月）14：00～16：00

場所：アバローム紀の国 2階 鳳凰の間

区分	氏名	所属	備考
委員長	西村幸夫	東京大学大学院工学系研究科都市デザイン専攻 教授	
副委員長	濱田學昭	和歌山大学システム工学部環境システム学科 教授	
委員	嘉名光市	大阪市立大学大学院工学研究科都市系専攻 准教授	
	小浦久子	大阪大学大学院工学研究科地球総合工学 准教授	
	坂本勲生	熊野本宮語り部の会会長	
	田中昭彦	田中・遠藤法律事務所長	
	津浦 裕	湯浅伝統的建造物群保存地区保存協議会委員	
	筒井洋和	社団法人和歌山県宅地建物取引業協会副会長	
	中野久生	社団法人和歌山県建築士会会長	
	藤本 弘	和歌山県屋外広告美術協同組合副理事長	
	前 秀明	高野町景観づくり審議会会長	
	山形毅章	和歌山ターミナルビル株式会社代表取締役社長	
	山田良治	和歌山大学経済学部観光学科 教授	
	事務局	茅野牧夫	和歌山県県土整備部長
土橋一文		和歌山県県土整備部都市住宅局長	
松本兼一		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課長	
坂口唯之		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課副課長	
永田和之		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課都市計画班長	
野口利也		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課主任	
小松克之		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課主査	
中塚 一		(株) 地域計画建築研究所大阪事務所計画部長	
坂井信行		(株) 地域計画建築研究所大阪事務所次長	
絹原一寛		(株) 地域計画建築研究所大阪事務所主任	
西村 創	(株) 地域計画建築研究所大阪事務所所員		

### ○ 議 事

#### ● 景観計画区域のケーススタディ（熊野古道中辺路）について 事務局より説明

委員 A： まず議論して頂きたいのは、景観計画区域について、最初は緊急性もあり景観上重要だということから世界遺産の中辺路周辺で取り組み、今後段階的に県全体に広げていくという考え方で良いかどうか。

次に、熊野古道沿道50mはバッファゾーンとして市町条例で規制されており、これが良いとすると、そこから外の見える範囲を規制する、という考え方を提示されているが、これが良いかどうか。また、国道311号は世界遺産登録外であり建築物と広告物について誘導を図りたいとのこと。これはどの程度手当し

ていくかは議論頂きたい。さらに集落内の景観形成の話題も出ていた。

確認だが、景観計画とバッファゾーンとの重複については、事務局としては「景観計画と市町条例を併存させる」パターンが良い、ということか。

大きな論点は以上で、議論頂きたい。

委員 B： 今のお話には2つのポイントがある。1つは、県の景観計画・条例において、何を目的にしてどのような景観形成をしていくのか、という景観像の問題。もう1つは、それを実現していくためにどういう制度を組み合わせしていくのか、という仕組みの問題。後者は技術的な話でありいろいろな可能性がある。自主条例と法定計画の役割分担を考えておく必要がある。

その前に、資料で県下の景観構造が示されているが、県ではどのような景観施策の経過があるのか、こうした全体像の中で、今回はなぜ中辺路を取り上げるのか、位置づけを説明頂きたい。

事務局： 古くからの文化的景観、信仰の景観を守り育てること、それとあわせて温泉地、観光地など外部から来ている方にとっての景観を形成していくということがある。自然・歴史・文化的な景観について整理したが、今回は特に多くの人が訪れ注目を浴びている中辺路について早急に保全していきたい、ということで最初に選んだ経緯がある。

委員 A： この景観構造の資料は懇話会の中でも使われたものか。ご説明頂ければ。

委員 C： 県下の景観の特徴の1つは、中央部に大きな半島の尾根が連なっていること。海岸に向かって河川が流れており、流域ごとに特徴的な景観を形作り、それらを結ぶいくつかの道筋がある、その1つが熊野古道である。

海岸沿いも特徴的な景観であり、ここをどうするのかもポイントとなる。また、丘陵地も重要であり、法面での果樹・園芸といった産業景観とからめてどう良好な景観を残していくかも課題。

委員 A： その中で特に中辺路を取り上げた理由は何かを説明頂きたい。

事務局： 世界遺産は周囲の自然景観と一体となったものであり、早急に手を打っていかねばならない。まずはこの地域に取り組んで、順次広げていきたいと考えている。

委員 A： 県の実務上の問題や、早急に指定したいという思いもあるようだ。県下には大きな景観の構造があるが、その中の一部分を取り出して計画を順次策定していく。そうして景観計画がパッチワークのようにできていく、というイメージか。大変ユニークな考え方ではある。

委員 D： 世界遺産としての重要性もあるが、県の南部は有田川、日高川流域に比べて看板が多く立地するなど、景観破壊の進み具合が強いと感じる。そういうところで手を打つのは意味がある。中部では開発が遅れているために結果として景観が保全されているが、これとは質的に違う。開発が進んでいるがゆえに重要

な地域であり、緊急性があるといえる。

委員 E： 資料内に景観形成上の課題として、熊野古道の景観を保全していく上で影響を及ぼすものとしていくつかの写真が挙げられている。一方でバッファゾーンでは国道沿道などを対象としていないわけで、景観計画区域でどの範囲を扱おうとしているのかがよく分からない。現在は現象、あるいは問題意識によって取り上げられている。

例えば、国道は範囲に含めるのか、含めないのか。また、山肌が削られる開発は熊野古道という重要な景観を保全する上で扱うのか、あるいは市町村での日常生活上問題となっているという認識のもとで扱っていくのか。何を目的にしており、どのような範囲を設定するのか、整理をしておく必要がある。何を景観形成の対象としていくのか、とも関わってくる。

事務局： 熊野古道、本宮は信仰の発祥であり、雰囲気将来に続けて守り続けていきたい。国道 311 号などを通った時にその雰囲気が実感できるようにしていきたい。そのために建物や看板をどうしていくか検討していきたい。

委員 F： 今話題に挙げた地滑り対策工事は、国道からだけではなく古道を歩いてもあらゆる場所から見えており、批判も受けているが、地滑り地帯で危険な場所でもある。しかし露出面はどこからも目立つので緑化の取り組みを行っている。通常は吹きつけを行うが、その草は外来種が多く本来の植生を回復できない。そのため、本宮町内の小中学校生がドングリを拾って、実生から苗を育てている。時間がかかるが、そういう取り組みを通じて本来の山にしていこうとしている。

委員 A： このような大規模な工事や整備を景観でどうコントロールするか、を書き込んでいかねばならない。多くの届出が出され、ガイドラインにそぐわないような行為が出てきてはいけない。ここは大きなポイントになる。

委員 B： 現在、山はどういう状態なのか。所有形態、あるいは林業など生業の状態など。山の景観は人が暮らし手が入ることで成立している。

事務局： ほとんどが人工林である。今のところ保安林、あるいは各市町村の森林整備計画により、計画的に植栽、維持管理がなされている。所有形態はほとんどが民有林である。

委員 B： 森林整備計画については景観計画が連携できるしくみが用意されているが、議論されているか。

事務局： 今は検討中の段階である。

委員 A： 景観計画の基準と保安林の基準とどう合わせていくのか、そこに景観のコントロールをどう入れていくのか、という検討をしているところ。

委員 D： 熊野古道より少し北の地域を見てきたところであるが、放置されている森林が多く、放っておくと大変なことになる、と実感した。

加えて、有田川・日高川の上流部は空き家率が高い。若者は70歳未満、というような状況であると聞く。だが一方で、団塊世代中心に都市からの移住・定住者が多く、相談待ちの状態とのこと。日高川の川辺地区では住民の10%が外からの住民であるという。しかし、外部の方が住まうにはいろいろな問題もあり、空き家の多くが貸し出されないケースも多い。放置されると5~10年の間に朽ち果ててくる農家も多くなると思われ、10年後には相当な問題が起きてくると予想される。熊野古道も確かに問題はありますが、先ほどの流域に関わる問題も深刻さを増している。森林・農地に加えて、集落の家屋、建築物の問題をどうするか。例えば都会風のプレハブが建てられてくると景観が台無しになる。どういうしくみを整備していくか。規制だけでは限界がある。

委員 A： 現在のしくみでは、何か建築行為などアクションがあると届出で規制できるが、何もしない、森林を管理しない、といった状態に対してどうできるのか、という問題提起を頂いた。

事務局： 我々の部局だけではなく、他の部局でも連携できる施策があれば連携していければと思っている。大事な問題だと思っており、できれば早い機会に方向性を出したい。

委員 A： 景観計画の中にも書き込める事項である。都市計画だけではなく、他の部局からいろんな知恵を頂きながら取り組んでほしい。

事務局： 和歌山県下では景観を考えるべき地域がいくつかある。古道を重要視していることはもちろん、高野山、紀ノ川流域、そして田辺、新宮などが挙げられる。

一方で、市町村で取り組むべき地域、あるいは景観行政団体の地域は除外している。和歌山市は景観行政団体ということで県としても支援したい。残るところでどのように取り組んでいくかだが、複数の市町村にまたがる場所として熊野古道の地域がある。

今回対象としているところは都市景観ではなく、自然景観が中心となる。どう形成していけば良いかが未知数の部分もある。先ほど話題に出た何もしないところ、あるいは木、地滑りなど、都市景観だけでは扱いきれない新しい問題点も出てきている。そうしたご意見を出して頂き、条例に反映したい。関係の先生方にも問題点等出して頂ければと考えている。

委員 C： 熊野古道は世界遺産にも登録され、住民・行政など地元の盛り上がりもある。県として考えるべきテーマであり、最初に取り組むのはいいことである。しかし、順次取り組んでいくということだが、その将来展望も示していくべきではないか。例えば3年間で持っているテーマの全てをに取り組んでいこうとしており、そのストーリーの中で中辺路を扱うということなのか。

委員 A： どんなイメージを描いておられるのか、だけでも聞かせて頂けると。10年先か、近い将来なのか。

事務局： 現段階で事務局では答えられない。広大な地域をどうしていくのか、は検討するのも多大な作業を要する。まずは中辺路で取り組んでいき、平行して和歌山市などについては支援していく。

委員 A： 条例は県全体を対象としており、ここでフレームが作られる。この委員会の場で「中辺路だけではなく重要な場所は他にもある」という指摘があれば出して頂きたい。

県としても、どこかでそうしたビジョンを示さないと、パブリックコメントでも今後どのようにしていくのか、意見が出されるであろうから、準備を。

委員 B： 景観条例と景観計画の関係をどのように考えているのか。景観条例は、景観法の委任部分と切り離しても策定はできる。景観計画の対象として中辺路に限って議論をしようとしている一方で、県下全域への計画の展開を視野に入れているという考え方が示されている。このとき、景観計画で特定の地区だけを位置づけるなら、県の景観形成の全体像をどのように描き、どこで位置づけるのか。景観条例に全体像を位置づける必要があるのではないか。また、委任部分は景観計画の内容にもとづくものであり、展開型を想定するならば、よく考えておかないと難しい部分も出てくると思う。

## ● (仮) 和歌山県景観条例の骨子案について 事務局より説明

委員 A： 補足で説明があるか。

事務局： 各地域で定めようとしている景観計画それぞれに合わせるのではなく、それらを全て受け入れられるような条例にしたいと考えている。

委員 B： 委任条例の議論は技術的なことが多い。景観計画の内容によって異なるので、例えば計画ができるたびに条例を変えていく可能性も出てくる。必要に応じて条例改正をそのつど行うのか、条例は変えたくないのか、によってもつくり方が異なる。今の状況であれば、自主条例で、景観形成の目標や全体像を共有する景観基本計画のようなもの（あるいは県下の景観構造を示すようなもの）を位置づけ、第二段階として景観計画の考え方を詰めて内容を検討し、必要な委任条例をつくる、という考え方もある。

委員 A： 例えば届出の対象を「1,000 m<sup>2</sup>以上」といったことを規則に書かねばならないのだが、これが県下全域に適用されることになる、というご指摘。それでは都市部では相当な件数になるだろうと懸念される。どう考えておられるのか。

事務局： 条例を頻繁に改正していくことは考えていない。条例は全体を決めていくものであるが、必要に応じて変えていくべき部分は変えることもあり得る。中辺路だけではなく、重要な景観については順次景観計画を策定していきたい。

委員 A： 規則でもって対応し、景観計画に沿ってふくらませていく、という発想だ。

委員 B： 法において条例で決めることとなっている項目については、規則での対応はできないと考えられていたが、東京都が、届出の除外規定を規則で運用できるような工夫をした。

基本的な枠組みとして、まず景観形成の全体像を共有すること、その上で景観上緊急性がある部分に取り組む、という位置づけが必要ではないか。

和歌山の場合、山、海、集落、都市など多様な景観があり、それぞれに規制や誘導の対象とするものは異なる。県下の景観の良さを活かしていくためには多様な試みが必要。

まずは、何を目的にどんな景観を形成・保全していくのか、きっちりと示していくことが必要。そのためには何をしていかなければならないのか、が分かるような資料の作り方をして頂くと議論しやすい。

委員 A： 懇話会ではそのような議論がされていると聞いている。それらをきちんと反映して、その積み上げの上で、具体的な場所を位置づけられるようなストーリーを。

委員 B： 景観計画は届出・勧告なので、拘束力がどこまで発揮できるかは、自治体の運用しだいのところがある。県として取り組みたいことがきちんと対外的に説明でき、それをどういう体制でどのように運用するのか、それに合わせて必要な基準の内容や法制度の仕組みをつくっていくという考え方が必要である。

委員 A： 執行体制については、次回までにイメージ出して頂きたい。

委員 F： 景観計画について、熊野古道について取り組むというのは、世界遺産を誇りに感じていることから、賛成したいと思う。

条例の骨子案を拝見して、景観計画区域内は様々な取り組みがなされるが、県全体で取り組む部分はどのようになるのか疑問に感じた。公共事業における景観形成について、景観アセスメントの施策を盛り込んで頂きたい。条例骨子の第2章、第4に「公共施設」とあるが、「公共事業」についても新たに項を起こして頂きたいと思う。

県全体でいろいろな景観がある。青森県景観条例では「ふるさと眺望点」という条文がある。第2節の「景観資源の発掘と共有」で、「ふるさと眺望点」のような問題意識を採り入れてほしい。

委員 A： ご意見として反映をお願いしたい。

県では、公共事業に対して全県下でチェックするようなくみを考えているのか。

事務局： 指針を策定して取り組んでいきたいと考えている。県下全域で守るべきという意見については検討していきたい。

委員 A： 公共事業について、県下での届出を対象としていくこともあり得るのか。

事務局 : どの程度対応できるかも含めて検討していきたい。

委員 F : 青森県景観条例では、「知事は、県が実施する公共事業に係る良好な景観の形成のための基準を定めなければならない」と書いている。問題意識として条例にも入れて頂きたい。

委員 G : 論点が多すぎて混乱している。

中辺路、本宮を基本として進めていこうということであれば、区域内の具体的なイメージ図を作れないか。自然公園や文化財保護法などとも重複している部分もあり、そこに景観法を合わせるとこのようなイメージになる、という形で。それがあれば、実際に現地を見に行き確認できる。

熊野古道の景観に焦点を置けばいいのか、あるいは近接する国道の看板にも注目したらいいのか。扱う範囲も広がっており焦点が絞れない。

委員 A : 今ご指摘の図とは、「どういう地域にどういう規制がかかるのか」というイメージなのか。

委員 G : 景観計画区域、景観地区、それとあわせた施策などがモデル的に示されたものか。

委員 A : 次回は「どのような地区にどのようなゾーンがかかる」というのを整理しないと検討も出来ないということだが、事務局で検討されるか。

事務局 : 次回には提出できるようにしたい。

委員 A : 「どこが対象か」という材料が無いと、具体的に議論できないのでぜひ願いたい。

今回の対象は国道沿いも含めるべき、というご提案か。

委員 G : 熊野古道沿いと限定するならそれでも良いが、国道と熊野古道の距離がそれほど開いていないし、実際に看板などの問題も挙げられているので、それも合わせて扱えば良い。

委員 E : 国立公園の普通地域、特別地域、森林法など、色々なルールが入り交じっている。そうした地域をターゲットにしていこうと考えると、条例の責務がこれで良いのか。公共事業をどう考えるかだが、県もその主体であるという点からどう取り組むかがもっと盛り込まれても良い。

また、景観形成上協議が必要となるのは、国立公園の主体、農林の主体である国やその関連団体など、市町村だけではないはず。それらも含めて一体で取り組む、ということであれば、1章の第2（責務）は足りていない。現在提示されている枠組みは一般的なものと思うが、県は公共事業を通して良好な景観形成を先導していくことが必要。

委員 H : 法に基づく景観重要建造物は区域内に限られているため、独自の制度を、ということだが、文化財登録を指しているのか、他の制度を指しているのか。

また、和歌山市は対象外というが、景観法は景観問題を解決する期待もある

と理解しているが、和歌浦では景観訴訟の経過もある。和歌山市はどういう状況なのかを教えてください。

事務局 : 景観重要建造物については、文化財保護法とは別に景観計画の中で重要な物件について指定していくということになる。

和歌山市は景観行政団体となっている。景観計画を策定するのは市だが、が、県全体として景観を考えていかなければならないという観点から、市に対して働きかけをしているが、市ではまだ景観計画策定の作業は取り組まれていないと聞いている。

事務局 : 1点目について補足だが、景観重要建造物は区域内でしか使えない、ということから、県全域で活用できるような補完する制度を考えようということ。文化財指定などはハードルも高い。

委員 A : 県と景観行政団体の関係は重要なところである。県と市が協議できるしくみをどこかで考えるべき。

事務局 : 条例検討に際して、県市連絡会議を設置している。そこで議論できればと考えている。

委員 I : 根本的なことを聞くが、「良好な景観」とたびたび出てくるが、県の考える良好な景観とは何か。

事務局 : 難しいが、今、残そうと思っているのは、古道などに代表される自然と一体となった雰囲気を漂わせる景観が挙げられるだろう。あるいは田園地域、棚田も素晴らしい景観であり、維持・保全・継承が課題。まちなかではこれから創っていく視点が大事で、違和感が無いものを育んでいかねばならない。それぞれの地域の住民が思い描いているものを尊重したいと考えている。

委員 I : 住んでいる人がいいと思う景観を育んでいきたいということか。

事務局 : 一方で訪れる人の景観も重要。日頃の暮らしとあわせて、訪れる人から「こういう景観があるんだ」と認識されることも重要。

委員 I : 今の点は、高野町でもずっと議論されていることである。住んでいる人のための景観か、訪れる人のための景観か、が分からない。

先ほどの例で挙げると、飲食店の看板は、地元の人にはそこにあることを知っているために不要であるが、訪れる人にとってはそこになれば分からないので、ある程度は必要。だが、できれば目立たないようなものにしていこう、というのが高野町の考えである。ただ、「目立たない範囲は」というと個人的な考えも入り、難しい。一つ一つ進めなければ仕方がない。

高野町の中でも地域によって考え方は少しずつ違っており、景観計画もそうした違いに合わせてながら進めている。この委員会の内容を持ち帰って、地元の協議の参考にしたい。

委員 A : 「これが望ましい」というのは好みもあり難しいが、「これだけは避けたい」

というものがあり、それを抑えていくことは第一段階として必要だ。例えば、商売上、広告物は必要だが、店舗の軒先にあるのと、何キロ先にあるものとは意味が違ってくる。あるいは、商品名そのものが書いてあるものもある。これは生業としての看板と性格が違う。どこかでコントロールを区別していけば分かってくるもの。

和歌山県では広告物も事務局（都市政策課）が担っている。現在屋外広告物条例の変更を検討されており、こちらの議論を反映するよう動いて頂けるとのこと。他県では一体で議論できないことも多いが、和歌山県では一体で動いていくよう期待している。

委員 E： 「景観計画区域指定の展開イメージ」で、それぞれの区域を順次指定していくイメージは一つの考え方としてあるが、他のパターンも検討した上でこのような形となったのか、確認したい。現行では白地の部分を対象としないようにも映る。大規模な開発への景観上の配慮は、全県に網をかけても良い事項。経緯を教えて頂きたい。

事務局： 県としては、全てを対象とすることもあろうかと思うが、重点的に守るべき地域毎に指定していきたいと考える。

委員 B： 大規模建築物や開発については、条例では対応しないということか。基本条例では、景観計画を決めないような白地の地域は対象としないということか、県の景観基本計画のようなものはつukらないということか。

事務局： 県全体では考えていない。

委員 B： 県の景観構造や目標、方針といった、「県全体の景観についてこのように考えている」といったことは位置づけされないのか。

事務局： 懇話会の施策方針を踏まえて考えていく。景観条例で全てを景観計画区域にすることは考えていない。

委員 A： 景観計画区域外では大規模建築物、あるいは公共施設がチェックできないとなっているようだが、それでいいのか、という質問である。

委員 F： 県の条例なので、大規模な公共事業については、事前に景観アセスの考え方を条例の中に取り込んでほしい。区域内だけを考えていくということであれば望ましくない。

事務局： 少し誤解があるように思う。「白地の地域は何もしない」ということではない。公共事業については県下全域で対応するという姿勢である。景観計画の規制誘導の部分については、県下全域ではなく、県の体制上の問題等も加味しながら、広域的なところで重点的に取り組んでいくという方向性。

委員 F： 県全域を景観計画区域にするという方法もあるが、説明のあったように重点的に取り組んでいくという方法は一理あると思う。だが、白地の地域についてどう取り扱うのか。

委員 A： 大規模な建設行為をどうコントロールするのか。

事務局： 景観上重要な地域については景観計画を定め、きめ細かな景観行政を対応していく、ということ。各市町村には景観行政団体になってもらって取り組んでいく。大規模な開発等については、現状では決められた区域外は景観上必要ないということになるので、全県下一律でなくても、守られるのではないかと。

委員 F： 大規模な開発は市町村にまかせるのか。事業を計画するのは国や県である。景観計画区域から外れているから市町村にまかせる、というのはあり得ない。景観アセスのしくみを作って、事前の段階で何らかの基準で評価することをこの条例で取り組まないといけない。区域外のところが重要なポイントだと思う。

委員 A： 委員の方は、白地の地域は問題ないというのはバランスを欠いているのでは、という意見が大勢であるが。

事務局： 県では、県下全域を対象に「景観形成基本方針」、続いて平成 13 年に「輝のくに景観づくりガイドライン」を策定していることから、県下全域を対象として考えている。だが、方針やガイドラインは担保性もないことから、景観法を使って担保していきたい、という認識に立って頂きたい。

条例については県下全域を対象として考えている。先ほど指摘があった公共事業については、条例骨子案の第 2 章第 4、公共施設に関する景観形成指針にあるように、県下全域の公共事業に適用されるガイドラインを作ろう、と考えている。だが、この中に景観アセスを入れるかどうかというのは、まだ調整できていない。こうした制度があるという意見は頂いたので、検討したい。

委員 A： それだけではなく「大規模な開発も対象とせよ」という意見である。全体の枠組みも再考しなければならない。

事務局： 土木構造物等については、その施設が立地する市町村に任せるというところと、県が全部対応するというところもある。広域にわたる部分は県で対応すべきという議論もある。

議論が混乱しているが、橋梁などの公共事業は別にある評価のしくみで対応すべきであり、県としてそこから漏れ落ちている部分は指導などを検討していく。今回は広域的な景観に主眼を置いたものとして整理している。

委員 A： いろいろな見解が出されているので、次回までにまとまった答えを用意頂きたい。

景観計画区域内は取り組むが区域外は施策が無い、とすると「責任を放棄しているのではないかと」という意見がパブリックコメントでも出される可能性がある。県全域である程度責任を持って取り組むべきという意見が大勢であった。執行体制にも依るが、今回の強い意見が反映できるかどうか検討頂き、もう少し具体的な計画を提示頂きながら、この件に関しての方向性を出してほしい。

景観計画をどう策定していくのか、とも関連する。速やかに策定されるなら

良いが、10年も20年もかかるということではいけない。全体をカバーするプログラムも合わせて検討を。

委員 J： ケーススタディの資料に、「住民等への取り組みの支援」とあるが、一方で条例骨子案の第2章第5節の「支援及び啓発」では、「意識を高めよう」とだけ書いてある。せつかくスタディから明らかになった課題とのギャップがある。ここはスタディで問題点を抽出した結果に基づく支援、と理解して良いか。

事務局： 少し書きぶりが変わっているが、ご指摘の通りで考えており、修正したい。  
(まとめ)

委員 A： いくつか重要な議論が出た。整理しておきたい。

①最後に議論した県下全域をどう扱うか、という点。これは景観計画区域をどう広げていくのか、と関連すること。

②景観条例と景観計画の関係について、整理が必要。

③県としてどういう執行体制を組んでいくのか、検討を。

④アクション無い時の対応、前向きなものに変えていくためのしくみ。必ずしも景観条例で扱うことにはならないかもしれないが、どう位置づけ、どういう形で組み込めるのか。そのあたりが重要な課題として残っている。

大きな課題だが、至急対応をお願いしたい。